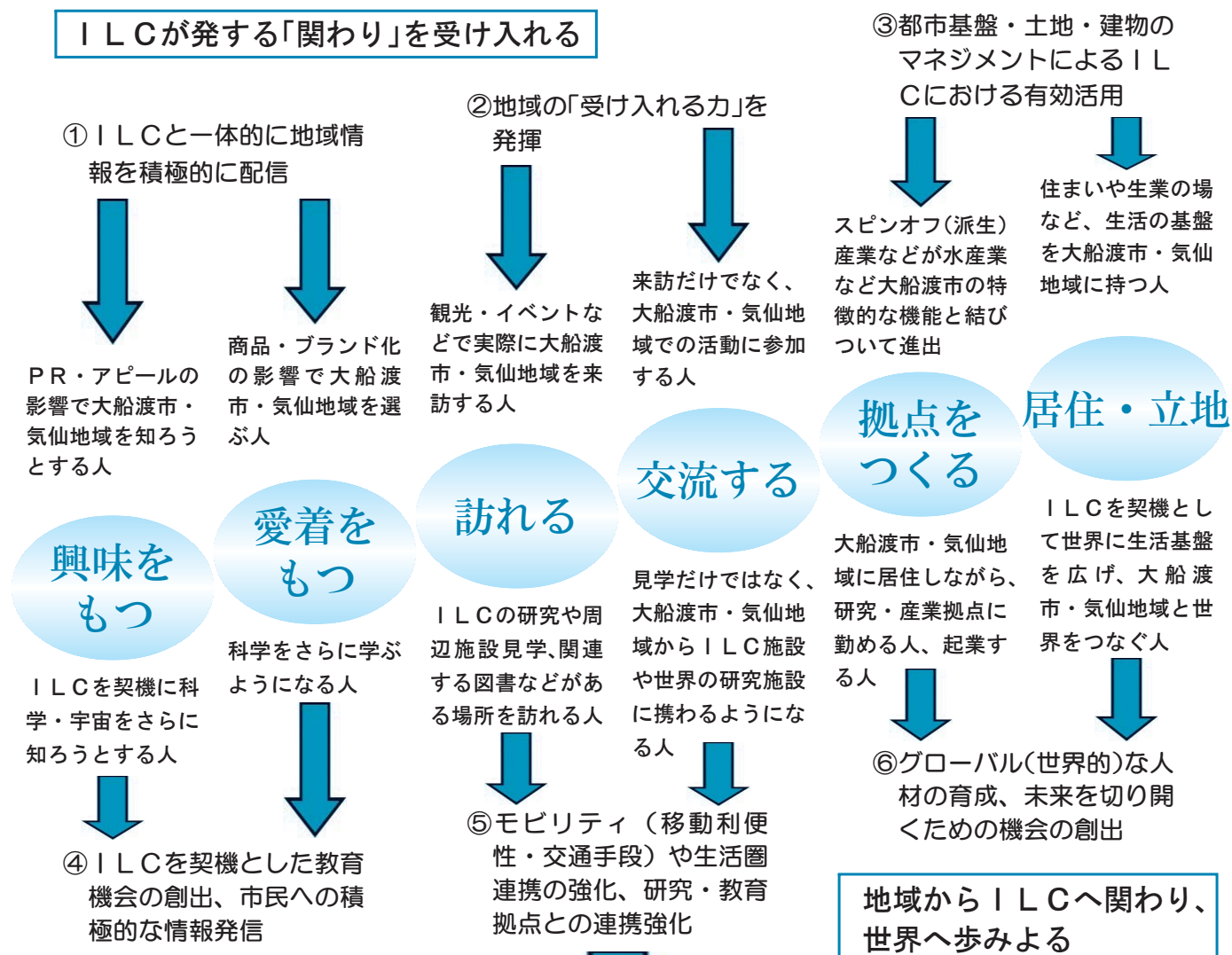


「関わりの階段」

関わり方によって関与の度合いや必要な取り組みが異なりますが、いずれも大切に育むべき「関わり」です。また、大船渡市・気仙地域の住民も、I L Cとさまざまな関わりを持つことで、広く世界で活躍し、ふるさとと世界をつなぐ人材となることも想定されます。

I L Cが発する「関わり」を受け入れる



「本市に関わる人」を増やすための5つの分野からみた将来像



I L C施設内のイメージ図

用語解説
 ◎コアゾーン（I L C東北マスタープランにおける）
 I L C建設候補地を中心に、北は盛岡市、南は仙台市まで、岩手県と宮城県の間、各都市が南北に位置し、これら地域のポテンシャルを総体として生かし、I L Cの多様な効果を最大限発揮できるエリアとして位置づけているもの。
 ◎スピノフ
 特定の分野で開発された技術を民生転用（民間の需要に転用）すること。または、転用された技術を利用して生産された民需製品のこと。

税務課からのお知らせ

▽問い合わせ先Ⅱ税務課諸税係（☎内線153・154）

国民健康保険税の改正について

■軽減制度の対象者が拡大

国民健康保険税は、世帯所得の合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が軽減されます。本年度、5割と2割の軽減を判断する基準額を見直しました。

▽5割軽減Ⅱ前年の総所得などが「33万円＋（世帯主を含む被保険者数×28万円）以下」の世帯
 ◎改正点Ⅱ「27万5千円」↓「28万円」

▽2割軽減Ⅱ前年の総所得などが「33万円＋（世帯主を含む被保険者数×51万円）以下」の世帯
 ◎改正点Ⅱ「50万5千円」↓「51万円」

■課税額の限度額が引き上げ

本年度、国民健康保険税を構成する3区分（医療分、後

期高齢者支援金分、介護分）のうち、医療分が3万円引き上げとなりました。
 ◎改正点Ⅱ「58万円」↓「61万円」

■国民健康保険税の旧被扶養者減免の期間が変更

旧被扶養者（会社の健康保険などの被保険者が後期高齢者医療保険に移行する際、その被扶養者で65歳以上の者）が国保に加入する際、申請により、国保の税額に一定の減免を受けることができる期間が、左表のとおり変更となりました。

区分	変更前 （平成30年度以前）	変更後 （令和元年度以降）
所得割・資産割	全額免除	全額免除
均等割	半額免除	国保加入から二年間に限り半額免除※2
平等割※1		

■減免割合および減免期間

※1Ⅱ平等割の減免は、世帯内の国保加入者が旧被扶養者のみの場合に適用
 ※2Ⅱ国保加入からすでに2年以上経過している旧被扶養者は、本年度より均等割および平等割減免の対象外

後期高齢者医療保険料の改正について

■保険料均等割額の軽減制度の見直し

後期高齢者医療保険料は、世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の所得の合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割額が軽減されます。本年度、均等割の5割・2割軽減を判断する基準額と、これまで9割軽減となっていた軽減割合が見直されました。

《均等割の軽減要件》
 ▽5割軽減Ⅱ前年の総所得などが「33万円＋（世帯主を含む被保険者数×28万円）以下」の世帯

◎改正点Ⅱ「27万5千円」↓「28万円」
 ▽2割軽減Ⅱ前年の総所得などが「33万円＋（世帯主を含む被保険者数×51万円）以下」の世帯
 ◎改正点Ⅱ「50万円」↓「51万円」

《軽減割合の見直し》
 ▽世帯主と被保険者の所得の合計が33万円以下であり、かつ、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下でその他各種所得がない場合は、均等割額が7,600円（8割軽減）となります。
 ◎改正点Ⅱ3,800円（9割軽減）↓7,600円（8割軽減）

■元被扶養者の保険料の軽減措置の見直し
 本年度から、後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった人は、後期高齢者医療の資格取得後2年を経過するまで、均等割額が5割軽減されます。所得割額は課されません。
 ◎改正点Ⅱ均等割額が軽減される期間が、資格取得後2年を経過する月までとなりました。

■納期限のご案内

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料すべて共通です。

- ・第1期Ⅱ7月31日（水）
- ・第2期Ⅱ9月2日（月）
- ・第3期Ⅱ9月30日（月）
- ・第4期Ⅱ10月31日（木）
- ・第5期Ⅱ12月2日（月）
- ・第6期Ⅱ12月25日（水）
- ・第7期Ⅱ令和2年1月31日（金）

